

ワーキング・ウーマン
〒464-0092 名古屋市千種区
茶屋が坂 2-6-B-805
(052)842-2739(内藤)
留守番電話・FAX
http://www008.upp.so-net.ne.jp/w_woman/

♀W・Wニュースは隔月発行です
申込先 〒振替 00870-4-10024
ワーキング・ウーマン
年間購読料 4000円



WORKING WOMAN
男女差別をなくす愛知連絡会

★WW 5月例会:

**ILO 100号条約を立法化するために
=男女同一価値労働同一賃金を実現しよう=**

ILO100号条約を立法化せよ、とのILOからの要請に対し
日本政府は「労基法第4条が条約の要件を満たしている」
との主張を変えない。
どうしたら立法化できるか？
理論と運動の進め方について考えます。



日時 5月25日(日)13:30~
講師 大脇雅子弁護士(前参議院議員)
場所 女性会館第四研修室
(地下鉄東別院)
参加費:無料

＜夏合宿＞ ←予定しといてね！

日時:8月23日(土)~24日(日) 場所:K山荘(@三重県菰野町)

=CONTENTS=

* WW2008スケジュール	…2	* 報告:キャリアバンキング	… 13
* 報告:日本における同一価値労働…	…3	* 資料室/ミニコミ	…14
* 報告:三井マリ子裁判報告会	…5	* 情報・じょうほう	…16
* ニーハオ中国	…12		

WW2008スケジュール

■均等法関連 今年もがんばります！！

* 5月25日(日) 例会:ILO100 号条約立法化のための勉強会
大脇雅子さんを講師に迎えます。

* 国会議員への働きかけをしよう 谷岡郁子議員、野田聖子議員

* 職務評価表勉強会 7月例会、8月合宿

■育児休業について(企画中)

■キャリアバンキング リスト作り(継続)

■WW ホームページを充実していきます レンタルサーバーなど検討中

◇4月13日の三井さん報告集会で水田珠江さんの発言を聞いて、一度お話をしっかり聞く会をやりたいなあ、と思っています。皆さんもそう思うでしょ？

テーマは固まってませんが、女性学や政治学のかなり原論的なものも聞きたい気がして検討中。

7月例会 職務評価表について

日時:7月20日(日) 場所:未定

講師:坂喜代子さん

8月合宿 日時:8月23日(土)~24日(日)

場所:K山荘(@三重県菰野町)

テーマ:実際に職務評価表を作ってみよう



08年度名簿作成中。訂正等のある方はメール、FAXなどでお知らせください。次号または次次号のニュースに同封予定です。名簿記載希望しない方はその旨もお知らせください。名簿は会員間の交流などに使用することとし、会員外に見せたり、営利のために使用することはありません。

報告

シンポジウム 日本における、同一価値労働同一賃金の実現に向けて

ILOへの海外調査及びロビー活動の報告

去る3月23日、均等待遇東海主催で行われた集会の報告をします。

会場はつながれっとNAGOYAで、80名の参加があり、内容も充実したとても有意義な会でした。内容はILOとイギリスの調査報告です。

●始めに、シンポのコーディネーターであるWWNの越堂静子さんから、ILOの訪問は、今回(昨年9月8日から17日)で3回目であること、日本の非正規労働者の70パーセントは女性であり低賃金に抑え込まれているが、今回の訪問の調査目的である「同一価値労働同一賃金」は、この賃金差別是正のための有効なツールである、とのお話があった。

●森ます美さん(昭和女子大教授)のお話
ILO100号条約「同一価値労働同一報酬(賃金)」を実現するには

共通の職務評価というツールを使い、異なる仕事を評価するのだが、その評価の基準は次の4つ。すなわち、①知識・技能、②責任、③身体的、精神的負担、④労働環境、である。

日本は、1967年にこの条約を批准したが、40年経った今も全く実行していないし、実行のための枠組みも作っていない。そのため、2007年3月に、ILOから、日本政府に対して、男女差別が一向に是正されない現状を踏まえて、同一価値労働同一賃金の立法化をするよう要請があったのである。従来日本政府は、わが国には(同一労働同一賃金を定めた)労基法第4条があるから、立法化の必要がないとの立場をとってきた。しかし、この条文を見ても、適用を見ても、不十分なことは明らかであると判断された。

この勧告は、兼松、住友3社、岡谷鋼機、の女性差別賃金訴訟や非正規の実態を、先のILO訪問などで伝えてきた成果である。

同一価値労働同一賃金の運動の最前線、イギリスのユニオン訪問

今、イギリスは公務員内の男女平等を推進中である。

イギリスでは、賃金格差は、正規雇用の男性100に対して正規雇用の女性は83(日本は68)、非正規雇用の女性は59(日本は33)である。

このような差別是正のために、イギリス最大の公務員労組ユニオンは、2007年3月末までに同一価値労働同一賃金を原則とする統一した職務評価制度を用いて地方公務員の賃金と職務等級を見直し、新しい賃金制度の導入を求めた。しかし、実施した自治体が30パーセントだったため、ユニオンが主導して、大量の同一賃金請求訴訟が起こされた。同一賃金請求は国全体で2006年度は44000件にのぼる。

●浅倉むつ子さん(早稲田大学大学院教授)
イギリスの同一賃金法

イギリスでは、1970年に同一賃金法(83年に改正)ができ、同一雇用において、男性と女性が①類似労働②同等労働③同一価値労働、に従事している場合、賃金の差別を禁止している。

これは、同一の使用者に雇用され、同一の事業所等で雇用されている男性労働者と比較しての話だが、急速な下請化や外部委託化などで、比較対象者がいなくなるという問題が生じている。

イギリスの賃金平等をめぐる紛争解決の実情

森教授の話にあったように、賃金差別に関する申し立てが殺到し、システムはパンク状態。これは、使用者が個々の訴訟に敗訴しても全体の賃金構造を見直すことが義務付けられていないところに問題がある。しかし、訴訟になると大変、という恐れで訴訟になる前に是正するという動きもある。

イギリスのジェンダー平等義務へ

2006年、平等法は、人権委員会を設立し、信条差別、性的指向を理由とする差別を禁止し、公的機関に対する平等義務を定めた。特に賃金についての特別義務は、男女の賃金格差について、格差の情報と原因の特定を示さなければならない。これを怠ると、機会均等委員会が履行命令を求めて裁判所に訴えることになる。

●林弘子さん(福岡大学教授)のお話
同一労働同一賃金と同一価値労働同一賃金の両方を

ILO100号条約は、同一労働同一賃金と同一価値労働同一賃金の両方が入っている。

カナダのペイエクイティ法はこの二つについて別々の部署が所管している。合衆国では、公共部門でだけ両方を認めている。

兼松の裁判では、一審は住友の判決と同じだったが、二審は労基法第4条違反とし、同一(同質)の労働をしているのだから、差別をしてはいけないとした。つまり、男女で同じ仕事をしてきたことが認められたわけで、同一労働同一賃金が適用されたのである。

ところで、女性の多い仕事は概ね賃金が低いが、これを是正するには同一価値労働同一賃金を使うのがよい。しかしこの場合、価値の評価として女性が男性に対して100パーセント以上でないと平等になれない。また、同一価値の仕事をしている男性を探さなくてはならない、という問題もある。

日本では、価値について、裁判所が認定した例として、京ガスの85パーセント(男性に対して)、丸子電子工業のパートは80パーセント(正社員に対して)、がある。

●坂喜代子さん(名古屋銀行パート労働者)のお話

パートは何年働いても低賃金

名古屋銀行で、29年間パートとして働いている。銀行は男は正社員、女はパートか派遣である。109店舗で正社員は1914名(うち、女性は400名)、パート・派遣などの非正規社員は1000名である。

この29年間で、時給は500円から900円に上がった、ボーナスは6800円から18000円に上がっただけ。

政府は男女の賃金格差が縮小したと報告しているが、そこにはパートや臨時労働者が統計上含まれていない。非正規を含めた男女格差こそ現実の差別を反映した姿である。

職務評価を実施

このような賃金差別を是正するために、自分の職務評価を実施した。

比較対象者がいないため、係長を対象者にしてやってみたが、自分は多岐にわたる実務的な仕事をたくさんこなしているため、評価点数が係長より高くなった。団交でこのことを話

したら、会社側は「職務評価は政府が認めているのか？」と質問し、相手にしない。

同一価値労働同一賃金が立法化され、価値の評価を客観的に行うようになれば、男女の賃金格差、非正規労働者の賃金格差が是正できると思う。

●会場からの発言質疑応答(答えのみ記述)

①前衆議院議員の松本惟子さんが発言。3月11日にILO条約勧告適用専門家委員会が日本政府に対し、昨年より強く男女同一価値労働同一賃金の原則を規定するための法改正を求める報告書を発表した。

②アメリカでは、職務評価を行う専門のコンサルティング会社がある。また、オンタリオ州では職場に職務評価の委員会を作ることになっている(根拠は聞き逃しました)。

③イギリスでも民間委託が進み職務評価の比較対象者をどうするか、という問題があるが、営業譲渡に関するEC指令というのがあり、労働条件を切り下げる委託はできないし、委託後の新規採用者は、委託前の労働者と比較することになっている。

④労基法4条に、同一労働同一賃金に加え、同一価値労働同一賃金も加えるよう法改正をするのがよい

●まとめと感想

経済のグローバル化のため、国際的なグローバルな、公正、平等な賃金決定が必要となっている。不十分な面は多々あるが、男女平等は確実に進歩している。ILOから労基法4条で十分か報告せよとの要請が出た今、動かない手はない。攻めて行く時。均等法の間接差別の枠を広げることと併せ、運動を進めよう。

感想:どのパネリストも明快で、確信に満ちた話をしてくださった。何年か前、WWでも職務評価の勉強会をやり、各自の職務分析などをしたが、イギリスやアメリカでは、かなり大々的に組織的に行われていることを知った。国内の男女平等のためだけでなく、国際的に公正な賃金決定をしていくためにも、職務評価が必要だということも理解できた。

WWとしては、職務評価をきちんと理解し使えるようにするとともに、事業として職務評価のできる団体になれるといい、と思った。また、労基法第4条に同一価値労働同一賃金を入れ込む運動が急務と感じた。(〇)

三井マリ子さん館長雇い止め裁判報告会

‘08. 04. 13

@つながれっと NAGOYA

三井さんご本人を迎えて、約40名が集まり、活気のある集会になりました。

はじめ、大脇弁護士からの応援メッセージ・ワーキングウーマン、ファイトバックの会の紹介のあと三井さんの報告です。

かなり長いですが、中身は濃厚。必読！

はじめに

こんにちは三井です。花見頃の日曜日、足を運んでいただきありがとうございます。またこの場を設定していただいたWWの方、特に岡田夫佐子さんと吉川富士子さんに感謝します。

私は2004年3月31日、豊中市の建てた女性センター館長をクビにされました。なんで突然クビなんだろうと十ヶ月ほどかけて調べました。いろいろわかったため、2004年12月、大阪地裁に提訴しました。しかし、3年後の2007年9月、全面敗訴しました。無念でした。認められない判決だったため控訴し、今その最中です。控訴審の法廷で読んだ意見陳述を再現します。お聞きください。

意見陳述書 (部分)

『豊中市や財団は、うそにうそを重ねて私の人生を翻弄しました。私はその人間としての不誠実さに直面して苦しみました。体中に湿疹ができ、眠れない夜が続きました。そして職を失い、収入がなくなりました。一審判決はその苦しみを癒すどころか倍増させるものでした。この私の苦しみは、日本社会において軽んじられてきたおびたしい数の働く女性たちの苦しみであり、

大勢の非常勤職の人たちの苦しみでもあります。』『女性の人権擁護と男女平等の推進を市民の先頭に立って担うべき豊中市が、女性の人権擁護と男女平等施策を誠実に実行してきた女性センター館長を、うそまみれの陰湿な手法で排除したので

す。使い捨てたのです。そのことで、私は、精神的にも経済的にも、計り知れない打撃を受けました。だのになぜ、それが違法にならないのでしょうか？

最後に申し上げます。週2、3日出勤の館長職では運営上問題があるなどと理由をこじつけて、市は非常勤館長の私を排除しました。しかし、私の後任の常勤館長は「組織強化になっていない」と法廷で証言し、2007年3月31日付けで辞職しました。こうしてすてっぷは、常勤館長の休職期間を入れると館長職不在のまま1年以上がすぎました。まさに、バックラッシュ勢力の狙い通りのことが、すてっぷで起きているのです。この一事をもってしても、豊中市のいう組織強化なるものは、私を排除するための単なる方便だったといえると思います。控訴審の公正なる審判を切に願ひ、意見陳述を終えます。』

何が問題か多少は見えるでしょうか。豊中市が嘘に嘘をついているため、裁判の内容がわかりにくくなっていますので、できるだけわかりやすくお話ししたいと思います。

館長になる

2000年春、インターネットとFAXで、豊中市が新しく建てた女性センターの館長を全国公募していると知りました。当時私は法政大学で教えたり、執筆や講演活動をしていました。女性センターの初代館長という、何か新



しいことへの挑戦がおもしろそうだったのです。それで書類を整えて応募しました。この応募書類を整えたということが裁判で重要になっています。私が応募した館長は非常勤でしたが、論文、エントリーシート、履歴書と3種類出し、その書類審査で絞られた10人に面接試験があったのです。後でお話しますが、次期館長は面接だけでした。

なぜ応募したかを説明します。私は都立高校で英語の教員をする傍ら、女性運動を続けていました。1975年国連の国際女性年をきっかけに行動を起こす会ができましたが、それに20代で参加して以来、ずっと、です。市川房枝さん、樋口恵子さん、吉武輝子さん、俵萌子さんとかそうそうたる大先輩がいらして、私は使い走りという感じだったと思います。30代で、当時の社会党から強烈に請われて、東京都議会議員に立候補し当選しました。議員になって、東京ウイメンズプラザという女性の拠点を造る総務生活常任委員会に、女性は私一人しかいないということを知りました。しかも男性議員は、そういった分野にほとんど関心がない。そんな経験から、男女平等を実現するために、何をしなければいけないかを私は強く認識するようになりました。

さて、「すてっぷ」と呼ばれる豊中市の女性センターは、豊中市が50億円以上かけて造りました。この“箱もの”に魂を入れる仕事をしたいと思ったのです。多少の予算と情熱のあるスタッフがいれば、相当のことができると思ったのです。

私は週22.5時間の非常勤館長だったことも強調しなければなりません。この非常勤職の理不尽さは辞めさせられて始めてわかりました。これほどまでに常勤と非常勤の格差があるとは思っていませんでした。21人のスタッフがいましたが、市から派遣された職員(公務員)数人を除くと、非常勤職がほとんどで、全員女性でした。事業の中核はこの女性たちが担っていました。利用者は、すてっぷに働くスタッフをこの人は常勤、あの人は非常勤などと区別はしませんし、仕事はほぼ同じです。非常勤とはいえ、常勤職と遜色のない経歴の持ち主が多く、熱意と使命感にあふれていました。しかし、報酬は3分の1とか4分の1です。「給料は安いけれど、達成感のある仕事につけて幸せだ」と言っていたスタッフがありました。

私が本当に許せないのは、豊中市は、「男女差別に怒り、その是正のために働ける

という意義深い職業についている」と思って働いている、こうした女たちの熱意と使命感を安く買い叩いているということです。私の場合は、市は、ぞうきんのように私を使い捨てたということです。

なぜ辞めさせられたのか

2004年2月1日、豊中市は臨時理事会を開き、「すてっぷ」の職員を充実させ組織を強化するという案を出しました。理事会は、すてっぷに限りませんが、多忙な学識経験者が理事についているということもあり、だいたい事後承諾機関となっています。組織強化案の議題だけ1枚、1週間前に郵送されても、その具体的中身(館長を常勤化するという名の下、三井を排除する)を、理事が読みとることは難しかったと思われます。しかも、理事長が司会をし、組織体制強化案と人事案は別物だとし、別々に審議したのです。さらに、人事は理事長の決めることだからと、議案審議決定というプロセスをとりませんでした。その結果、まず組織強化案が決定されました。その後、次期ポストは常勤館長兼事務局長とする、就く人は採用選考委員会で決める、その委員の人は理事長一任というものでした。

私に残された道は、黙ってそのまま引き下がるか、採用選考試験を受けるかです。そこで私は、理事会で、試験を受けさせてほしいとお願いしました。悔しく辛かったです。

その頃には私は首にされそうだと、うすうすわかっていましたが、採用選考委員の一縷の良心に望みを託したのです。2月22日が採用試験でした。試験は、初代館長の時と違い、書類がなく、証拠の残らない面接だけでした。その後、不合格通知を受け取りました。不合格の理由は、男女共同参画に対する認識が低く、またリーダーシップが欠如していると言いました。

ところが、この2004年2月22日の採用選考試験はまったくの茶番だったのです。豊中市は、前年秋頃から極秘に後任館長の候補者リストを作成し、次々にあたっていったのです。12月中旬には寝屋川市の非常勤の女性に決まっていたのです。その次期館長に懇請していた同じ頃、私には「万が一常勤になったら、第一義的には三井さんです」などとだまし、その一方で、「三井は最初から3年で辞めると言っていた」「三井は常勤は無理だと言っていた」などという嘘を言っていたので

す。

それまで私を評価しこそすれ、批判などしてこなかった豊中市が、なぜここまで嘘をついて、追い出しにかかったのか。裁判を起した理由の一つがここにあります。

バックラッシュ

それがバックラッシュです。年表(別紙)を見てください。2003年3月、豊中市は市長の公約だった、男女共同参画推進条例案を上程することを断念しています。行政にとって条例案を断念するというは大変なことです。なぜ断念したか。「バックラッシュ勢力の力が大きかった」と、担当の部長がはっきり言っています。市長与党の新政とよなかという会派に、強固なバックラッシュ派の議員がいたのです。市は、半年後の9月にこの条例を上程することを約束し、実際、上程し可決しています。では、半年間で、バックラッシュ派が男女平等推進派に変わったのか。そんなことはありません。そこに何らかの取引があった、つまり私の辞めさせられた理由があると思っています。

この年表でわかるように、日本中津々浦々にバックラッシュ勢力——男女平等推進を心よく思わない人たちの攻撃——があります。日本を覆い尽くす勢いです。2008年1月、つくば未来市のDVの講演会が自称「市民」の抗議により中止に追い込まれています。松山市では、女性センターにおいてジェンダーとかジェンダーフリーと表現された図書が、2003年から排除されていたことが最近わかりました。豊中市では、2002年秋頃から私や「すてっぷ」に対して、こうした攻撃が目立つようになりました。市民だけなら、こうした攻撃に対して行政はただちに動きませんが、行政が敏感に、時には先取りしてまで対応するのは、その攻撃勢力に議員がいるからなんです。

やめさせられた本当の理由

豊中市のその議員たちは、「新政とよなか」という市長与党第二党の会派(民主党系)に属していました。つまり、市長は男女共同参画推進条例が公約だったものの、その市長与党第二党には断固反対議員がおり会派としても反対に傾いている、という構図だったのです。そのため、「3月予定の条例案上程の断念」という事態が起きたわけです。

半年後の9月に上程を約束した行政にとつ

て、再びややこしい事態になることは、絶対回避したい。そのためには、入念に議員折衝が行われたはずですが、最も神経を使ったのは、「条例案を断固阻止する」と公言していたK議員をかかえる与党会派との“すりあわせ”だったでしょう。行政は条例を通したい。議会にはこの条例は絶対通させないという議員がいる。その会派が反対に回ると条例は通らない。そういう場合、取引が行われることが一般的です。政治の世界では常識です。この場合、条例案を通す代わりに、私を辞めさせることが決まったのだと思うのです。現に、9月議会で、バックラッシュ派のK議員は、市の条例案に逐条ごとに反対する書面まで配布して反論したのですが、最後にはなんと賛成起立に回りました。

バックラッシュについて大沢真理東大教授が、「これは偶発的におこっているのではなく、どこかに司令塔がある」と言っていました。その司令塔は「日本会議」、「新しい歴史教科書を作る会」などだと思われれます。豊中市のK議員は、それら司令塔と密接な関係を持つ「教育再生地方議員百人と市民の会」という組織の代表だったのです。

バックラッシュ派の議員とその支援者たちは、執拗に攻撃をしかけてきました。嘘をでっちあげたり、事実を歪曲したりして、それをデマ、チラシで広めました。たとえば、「三井館長は、主婦はIQが低いから専業主婦しかできないと言った」というとんでもない嘘を、“うわさ”と称して、議員が垂れ流して歩くわけです。また、土曜の夜の市役所(閉庁日で誰もいない)に私や担当を呼び出して、3時間にわたって、「三井を館長にしている市の態度を問題しているのだ」などと糾弾したりもしました。行政は、こうした悪辣な行為に立ち向かうどころか、自分たちに火の粉がふりかからないようにするだけでした。結果として、政治的圧力に屈した市が、女性センターから館長を追放することになったのです。

非常勤ということ

提訴理由のもうひとつは、冒頭に申し上げていますが、非常勤だからと使い捨てられてたまるか、ということです。つまり、こんなふうに辞めさせられたのは私が非常勤だったからです。日本社会では、非正規で働く人たちは、契約期間が来たら雇い主の都合でやめさせてもかまわないというとんでもないことがまかり通っています。しかし、だからといって、

いやしくも豊中市人権文化部が右習いしているわけではない。そこで手の込んだ辞めさせ方を画策したのです。組織体制強化案はカムフラージュなのです。実際は非常勤だからと簡単にクビを切った。使うだけ使って、使い捨てにしたのです。

WWIは男女同一価値労働同一賃金を今年目標にしておられるようですが、ノルウエーなどの場合、非常勤でも、賃金、休日や研修機会などすべての労働条件が常勤職と均等待遇です。非正規といわれる労働者は、日本に1500万人から2000万人もいるそうです。ほとんどが悪条件で働かされているのですが、最もひどいのは、不本意な形で辞めさせられることが多いということです。今回、裁判をしたことで、このひどさを身をもって知りました。この裁判が非常勤問題の解決に一石を投じることになればと思っています。最後まで聞いていただきありがとうございます。

【質疑応答】

Q: 陳述書の中に、新しい館長が常勤化されたが、組織強化になっていないということがありましたが、それはどういう意味ですか？

A: 豊中市と直接の雇用主である男女共同参画推進財団は、私を辞めさせたのは組織を強化するためであり、非常勤館長では運営上支障があるから常勤館長にしたかったからといっているんですね。私の後任館長となった女性は、2004年4月から働きました。その間、裁判の証人となったのですが、「私は、組織強化になっているとは思えない」と法廷で証言したのです。彼女は豊中市に騙されていたということがわかってきたこともあり、その後、自主退職をしました。その方が辞めた後、1年間館長不在のまま過ぎて、この4月から新しい館長が決まりました。メンズリブの中村彰さんという男性です。彼はこの裁判を支援する会の呼びかけ人に名を連ねています。

Q: そもそもなぜ館長という重要なポストが非常勤でスタートしたのかわからない。また市民団体の怒りをかった文章とありましたが、なぜ怒りをかったのか。また 国が進めている方針をバックラッシュがなぜ邪魔をするのかこと自体がわからない。国の方針なのに、行政や議員が邪魔をする、日本は二枚舌を

使う国だなと思いました。

A: なぜ女性センター事務局のトップを非常勤にしたのか。裁判の争点のひとつです。男女共同参画推進事業は一朝一夕にできるものではないですよ。継続的に長期的にしなければならぬ重要な職務ですから、常勤であるべきです。しかし日本の現状はどうでしょうか。実際には非常勤の例が非常に多い。なぜなら安上がりだからなんです。

日本政府が1977年に性役割分業を撤廃することが重要であると言ってから30年以上もたっているにも関わらず、国も地方もこのまです。この点について水田珠枝さんに補足していただけたらと思います。

2点目の「市民団体の怒りを買った文章」についてですが、2002年夏ごろから、右翼といってもいい人たちが市民を装って、難癖つけるために、すてっぷの窓口にしょっちゅう来ていました。受付で働く人はとても大変で、彼らの言動を記録しておいたのです。それを、固有名詞を匿名にして、年表風にまとめ、関係者に配布しました。向こうが組織的にやってくるので、こちらも対策を考える必要にせまられたからです。この内部文書を、なぜか、ある市議が一年後に問題にし始めたのです。「匿名であがっているのは自分たちのことだ、人権侵害だ」という自称“市民団体”を同伴し、その議員は、土曜日の夜の7時から3時間、私をつるし上げる材料に使ったのです。3番目の件について水田さんお願いします。

水田さん: 政治に参画している人の中には、男女平等に賛成な人も反対、危機感を持つ人もいます。だからこそ私たちは運動を続けて行かなければならないのです。去年の参院戦で野党が勢力をもちました。その結果、あちこちでほころびもみえてきました。

お話を聞いていて、私も若いころいろいろな組織と直接交渉したこともありましたが、今までこんなことをやっているのか、という気持ちです。もう勝負はついている。理論的にも現実的にも進んでいるんですね。家族が大事だ大事だと言っていますが、今や世帯の半数以上が単身家族なのです。全く世論になっていないことを蒸し返しているのが、バックラッシュ勢力です。ただ東海地方は少し鈍感なんです。今、私は東海ジェンダー研究所をやっていますか、あまり攻撃を受けていません。でもいずれそういうことにもなるかとも思いま

すので、危機感を持っていないかと思いません。

意見:こんな厳しい状況を知らなかったの、驚きました。これから気をつけなければと思います。

Q:バックラッシュ勢力の戦略のようなものはありますか。

A:戦略かどうか分かりませんが、嘘でたらめが平気ですね。それをS新聞とかその系列雑誌が書き立てますね。また、バックラッシュ系の議員は、司令が出ているのでしようが、各議会で、自分たちが攻撃しやすい委員会に所属を変えています。K議員は、はじめ、教科書問題、君が代・日の丸の強制といった教育問題が攻撃の的だったので、文教委員会に属していました。それが一段落すると、総務常任委員会に変わりました。男女共同参画推進の施策を審議する委員会だからです。行政幹部は、議員からの質問にまずい回答をしたり、回答できないことを何より恐れています。ですから、議員質問を予想し回答を用意します。この想定問答集作成に、ものすごい時間をかけます。その過程で、議員への遠慮がふくらんでくるわけです。さらに、声高に叫ぶ議員には極端に配慮する傾向があります。バックラッシュ系の議員がいれば、「先生のご意向をそこねないように」と、男女共同参画推進条例案を出さなかったり、その質を落としたりというようなことがおきます。議会の問題なので、マスコミも報道する。これがまた、議員の名前を広く知らせることになり、議員にはポイントになるわけです。

Q:私も非常勤職をやってきましたので、悔しい思いは一緒ですし、三井さんでさえあんなに悔しいんだなと思慰められました。指定管理者制度の問題にも重なると思います。今のバックラッシュは理論ではなく、情緒的な感じに暴力が加わっているように感じのですが、そうすると理論がかみ合わないと思うのですが、どう対応しますか？

A:その通りです。議論できる相手じゃないですね。私の弁護団の紀藤正樹弁護士が言っていました。「バックラッシュの言い分に共感するのは、世間では10分の1くらい。しかし、議員の中には3分の1から4分の1くらいはい

る」と。さきほど水田さんもおっしゃっていましたが、男女平等推進の是非など理論的にはもう終わっている話です。こういう問題に感度の鋭い女性議員を、いや男性でも、増やすしかないんです。また彼・彼女らは、特定の政治活動組織とつながっていて、その人たちは違法すれすれのことを徹底的にやるんです。そこに怖さがあります。

Q:今までそんな抵抗勢力があるとは知らなかった。こういう闘いは今後もどろどろと、いちごっこのように続くと思いますが、気概のようなものはお持ちですか？

A:正直、裁判なんかしなければよかったと思うときもあります。でも、もし私が裁判をしなかったらどうだったでしょう。こうした行政の闇を知らずに済みますことになる。バックラッシュに屈した行政は、女は男の後ろにいて、丈夫な子どもだけ産んでいればいい(ナチと同じですね)と言う考えを容認したことになるのですが、そうした行政を私が黙認したことになる。それは私の生き方を否定することです。さらに、この裁判を起こしたことによって、全国から非常勤であることによる不合理さや悔しさがたくさん寄せられました。そういう切実な声を聞くことができただけでも、提訴してよかったと思います。自分の問題であると同時に、大勢の非常勤職の方々の問題でもあるのです。辛いときはありますが、人間にはやらなければならないことがあるのです。

Q:2点あります。1点目はK議員は、結局条例には賛成したということですが、本人は自分の信条と矛盾する条例が通るといことに対して、どう考えているのか。2点目は、「有期雇用は契約を更新されなければ雇止めとなるが、更新が反復継続されれば、期間の定めのない雇用と見なされ、安易に解雇できないという判例が適用されるべきだ」との考えで闘っておられるのですか？

A:K議員は最後の最後まで、委員会のみならず、議会の本会議でも会派を代表して反対意見を述べていました。妙なのですが、賛成意見だと断って延々と反対していたのです。また松山市の条例のように、すぐ改正してほしいというようなことを述べたてていました。

2点目は実際難しいです。今、考えているのは私の雇用期間を試用期間として考えよう

というものです。それまで評価されこそすれ何も批判などされてなかったわけですから、よほどの理由がない限り不合格にはできないという論法を使えないか、と弁護団は考えています。

もう一つは非常勤とはいえ、こんなにひどい嘘偽りで辞めさせるのはいくらなんでもということです。今回の判決でも豊中市側の5つの嘘は認めています。山梨県昭和町で、ひどい噂を流されて辞めさせられた非常勤職の女性 2 人が人格権侵害であると訴え、最高裁で勝っていることが力になっています。

Q: こんな公的な場でそんなレベルの低いことが起きているなんて信じられません。人権侵害が行なわれているなんて、本当に許せないと思います。ほんとうにむかつきます。

A: 役所を過信しないでください。目を離さず、見続けることが大切です。

坂さん: 女性ユニオン名古屋の坂です。三井さんがこの裁判に勝利すれば、私たち非正規労働者に大きな力となると思います。10日に院内集会で、国会議員7名と会い、実態を訴えてきましたが、国会の場に情報を持っていくということが大切だと感じています。国会議員の方は実態を知らないです。何が問題かを、こちらから届けていくことが大切だと感じています。5月は、改正パート法について、私が29年銀行でパートしてやってきたことを話します。6月は公務パートの実態を働く女性の全国センターで訴えようと思っています。もしよければ三井さんの問題を取り上げてもらおうかと思っています。

小泉政権のときからバックラッシュは起こっていますね。私達に今必要なのは、情報を共有し、いろいろな運動体が連帯をして運動していくことではないでしょうか。今はねじれ現象もあり、チャンスかもしれないですね。

Q: 私たちは、こうした集会で、情報を共有していますが、一般の人にもバックラッシュのような動きがあることを警告していくような方法はありますか。

A: 私たちにはお金も時間も限られています。今日のことをブログ

や投書で広く世間に出していくということが、もっとも有効な手段だと思えます。何しろこういう実態を知らせなくてははいけません。

Q: バックラッシュの動きを見ていると、戦争に向けて進む戦前のようになっているようにおもいます。中曽根首相で所得の格差が進み、小泉さんのときにさらに加速しました。後期高齢者の医療問題も性教育に対してのバックラッシュもみなからみあっています。国政だけでなく市会・県議会の選挙にもきちんとした人をえらぶことが必要です。

水田さん: 正当な意見がなぜ、多数にならないのかということは、政治学では大きな問題です。一つは、権力は腐敗するということです。権力を持ったものは自分の利益を手放したくないので、自分が正しいと言い張るんです。これはどんな人になっても同じです。これに対抗するには、人々がいつも権力を監視する。そして、ここがおかしいと言い張らなければ必ず権力は腐敗します。

そしてもう一つは、こんな議論は先進国では終わっている話ですが、先進国の中で、まだ遅れた家父長制を保っている国家は日本とドイツとインドとスペインの4カ国だと言われています。保守主義が勢力を保つためにしていることは、合理的な理論を排除することなのです。それに対抗するには、日常的に物事を合理的に話し合うことを進める、とくに教育の現場で、合理的に話し合っ、意見の同意が得られるか、違うならどこが違うかを話し合うことを習慣化していくことが必要です。日本がまだこんな保守的な思想に支配されているのは、日本の教育が合理的な思想をきちんと教育してこなかったからだと思えます。保守勢力に対抗して行くには、日常的にも合理的な考え方、合理性を貫いていく姿勢を持ち続ける必要があるのではないかと私は思っています。(拍手多数)



司会: 最後にすばらしい意見をいただきました。また多くの活発な質疑応答、意見交換ができ、裁判の意義が改めて確認できました。ありがとうございました。

三井裁判報告会を終えての感想
岡田夫佐子記

私が三井裁判を知ったのは、昨年の春以降徐々にであり、実際に裁判傍聴に大阪まで足を運んだのは、9月12日、一審判決の日が最初でした。インターネットのブログやホームページからの情報では何となく「勝つ！」予測でした。それがふたを開けてみれば、開廷からわずか5分もたつたたないで、「棄却する」との裁判長の声が聞こえ、傍聴席からは戸惑いの声が聞かれました。三井さんご本人は、うつむいてなかなか席を立とうとされず、その時間がとても長く感じられました。その後の「弁護士解説付き交流会」にも参加して、傍聴者が全国から集っていること、ファイトバックの会という支援組織はあるが、どちらかという弁護士団のほうが運動をリードしているというような印象を受けました。

私がこの裁判を知った時、すでに支援組織は全国版になっており、弁護士も40人、うち常任弁護士13人という大所帯でした。そこで私が感じたことは、この裁判が負けるということは、三井さん一人の負けに留まらず、男女平等の理念に理解と熱意を持つ40名もの弁護士もろとも負けることであり、全国から結集している社会の男女平等化を強く望む多数の女性たち全体が負けることになる！！というものでした。これはもう、「男女平等」という理念そのものの負けであり、後退であると思ひ、何としてでも勝たなければ、勝たせなければ、との気持ちが強くなり沸いてきたのでした。各地で報告会が予定されていく中で、名古屋での報告会開催の気配は感じられず、ならば自分が呼びかけて、と自然と



体と心が動き出したのでした。とは言え、長く、こうした運動にかかわってこなかった私が一人でできるのではなく、どこかのグループ、団体に頼るしか方法はなく、そこで登場したのが多少のご縁のあったワーキングウーマン(以下、WW)でした。報告会の成功の鍵は、WWが共催(といっても実質主催みたいなもの)してくれたことに尽きる、と言って過言ではない、と思っています。WWには、名古屋の男女平等を求める確かな女性たちが多く集っていることに驚きました。まるで、私の知らない20数年間の男女平等への歩みをその顔ぶれにみるがごとくでした。チラシを配るのにも、新聞に載せてもらうのにも、ファイトバックの会というより、WWと言うほうがずっと通りがよく、ほぼ一貫して使わせてもらいました。そんなこんなで有形、無形のWWの応援を受け、名古屋でも“館長雇止め・バックラッシュ裁判”の存在をかなり広く知っていたことができただけでは、と思います。報告会に参加していただいた方々には、「バックラッシュ」と言われる勢力の実態を三井さんの具体的な話から実感していただけたのでは、と思います。また、質疑応答の時間には活発なやり取りが続き、有意義な意見交換ができた、と思います。中でも、ご高齢のはずの水田珠江さんから、かくしゃくたる意見を出していただき、一気に議論を高みへと押し上げていただきました。その中のキーワードとなる「合理性」という言葉は今も私の心と頭になり響いてやみません。

さて、報告会は終わりましたが“館長雇止め・バックラッシュ裁判”はまだまだ続きます。どうか、今後も関心を持って見守っていただきたく、お願いいたします。

世間の注目は裁判官の大きな関心ごとになる、と宮地弁護士は繰り返し言っています。

裁判傍聴人が増えて、大法廷に舞台を移すことができれば、裁判官へのインパクトは強まるはず。第2回控訴審は、6月5日、午後1時15分～大阪高等裁判所 74号法廷です。

ご一緒していただける方がありましたら、岡田までご連絡ください。近鉄または新幹線のお値打ち切符を手配いたします。052-793-4304まで。

ニハオ！北京

—がんばれ高野さん、北京応援訪問記—

4月26日から4日間、昨年から北京に語学留学をしている、WW会員高野史枝さんを訪れました。天津から車で2時間。着いた北京は、街中を縦横に走りぬける片側5車線の道路とひしめきあう自動車、乱立する高層ビルと汚れた空気が大空にふたをしている都市でした。オリンピックを数ヶ月に控えて、最後のお化粧直しとばかりに、あちこちで工事がおこなわれていましたが、それも6月30日をもって終了。工事と工場の操業が打ち切られ、自動車の規制も始まり8月の開始には青空をとりもどすという計画らしいです。あちこちで話題をふりまいているこの大国をたった4日間のそれも北京だけの旅行で理解することなどもちろん不可能。先入観をもたずに感じたままを書いてみたいと思います。

<1> 中国4000年の“食”は奥深く、幅広い

宮廷料理の味の奥深さにビックリ！濃厚な鶏のスープのふかひれ煮込み、歯ごたえはあるがどこまでも柔らかいアワビの煮込み、そしてナマコ、衣笠だけ・・・

食材の豪華さもさることながら、どれ一つとっても同じスープを使って煮込んだものはなし(多分!)直径10cmの器で繰り広げられる“味”のバリエーションはお見事でした。一方、町をあるけば蠍、繭、うに(とげとげのままのから揚げ)、(人間の手ほどもある)ヒトデ、正体不明の肉、本当に机以外は何でも食べるといわれても納得してしまいます。

<2> 私がルールだ！

交通ルールはあってなきがごとし。歩行者信号は外国人のためにあるもので

信号が赤だろうが青だろうが何色だろうが自動車のすきを縫って”中国人“は歩く。信号が赤でも右折車は走行できるらしく、そのため、これまた歩行者は車の間をかいぐって歩く。左折車は直進車に優先する？車窓から見た光景は目を疑うばかり、直進する車が来ているのにそれをささげって左折車は進む。そんなルール世界中にありか??戻ってから調べてみたけど、やはり優先は直進車。

-どうも交差点があまりにも大きいので、直進車を待つ間もなく停止線の近くでぐーっと

左折してしまうのです。こんな、あんなで街中交通大混乱。しかし驚くなかれ自転車専用車線はあるのです。これはすばらしいことだと思いました。>>>>下図参照

<3> 大陸はひろい

島国で生まれ育った私は「大陸」という言葉に少しあこがれており、ソウルでは蛇行しながら、とうとうと流れる漢江に大陸を感じて感激し、北京では東西南北どこまで走っても終わりがないように続く道路や、街路樹のむこうに広がる果てしない大地に呆然とするばかり。この広さだけでも中国の可能性を信じてしまいました。一方、地続きの恐ろしさも感じており、どこからでも侵攻できる、なんとか背中が寒い状態にあるわけですね。他民族からの侵攻をなんとかしてでも防ぐために膨大な時間と費用と労働力を使って万里の長城を作り続けたのも、なぜか納得が行きます。観光で有名なのは「八達嶺」らしいですが私達が行った「慕田峪(ぼでんよく)」の方が人も少なく、昔に思いをはせるのにはピッタリです。是非行ってみてください。

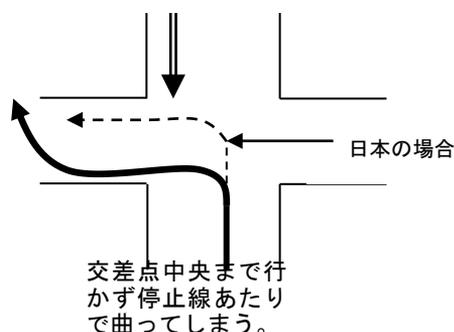
<4> 高野さんはすごい

「やってみたいこと」を「やってみたい」だけに終わらせずに「やった」高野さんはとてもすごいです。

「やらない理由」を考えるための時間を「やってみる」ための時間に変えた高野さんは本当にいきいきとしていました。中国語も十二分に通じていましたし、体の半分位は北京人に変身していました。

中国パワーを全身に浴びて7月末には帰国するとか。

WWで報告会開きたいものです。(きく)



やってみせ！

キャリアバンキング便りっ

キャリアバンキング「してほしいこと・してあげられること」。会員の間では静かにフェミのやりとりが行われています。(O)さん作の陶器を(K)さんはフェミでお支払い。(N)さん作の表札を(Ku)さんはフェミで支払う予定(まだ完成していません(Ku)さん、ごめんなさい)そして(M)さん主催のセミナー案内状のレイアウトを(N)さんはフェミで作成 etc. 始めた当初はフェミをいくらにしたらよいかとまどったり、ほんとに頼んでいいのかな？と少し躊躇したりしていましたが「してほしいこと、してあげられること」肩肘はらずに会員間の交流がすすんできているように思えます。この動きをもう少し加速するために「してほしいこと、してあげられること」の一覧表を作成し会員に配布することを考えています。、次回7月会報でハガキによる「してほしいこと、してあげられること」の追加登録とメールアドレス掲載の可否をお聞きし、9月にはキャリアバンキング一覧の送付にこぎつけたいと思っていますのでよろしくお願いします。(N)

フェミマネーやってみました！！

私(酒井)のフェミマネー報告をさせていただきます。私がフェミマネーのやり取りを行うきっかけとなったのはA氏(WW会員)からの紹介でした。A氏の友人B氏がパソコンで困っていると聞き、私で出来るならとフェミマネーでお手伝いをすることにしました。私がお手伝いした主な内容は、以下の①～④の通りです。実際には3回に分けて行いました。

<主な内容>

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ①新しく購入したいパソコンに関する相談 | ②パソコンの初期設定の実施 |
| ③パソコンをB氏宅に設置 | ④パソコン使用方法の簡単な説明 |

<経過>

□1回目(2/23)

B氏宅のパソコン環境、新しく購入したいパソコンの機種等について確認(500フェミ)

□2回目(3/20)

B氏と電気店を訪れ、パソコンとプリンターを購入。ドライバのインストール等、パソコンの初期設定を行う(500フェミ)

□3回目(3/30)

初期設定済みのパソコンを設置。ワード等の簡単な説明を行う(500フェミ)

1回につき500フェミを受取り、合計で1500フェミになりました。今回のフェミマネー実践を通して、やり取りの流れは分かりましたので、今後もフェミマネーを活用していきたいです。

女たちの元気流 No.200,201 【おんな労働組合(関西)】

・国鉄臨雇和田さん損賠訴訟第4回弁論
・村上学園団交'08 契約更新交渉・・・入学者激減でやむなく非常勤講師の授業1コマ減、年俸2/3に減る。

・金谷医院事件・・・中労委命令不当な後退！誠実に団交するよという項目が取り消される。

・いこ☆る連続講座第3回 ケーラーの仕事と賃金・・・「東京東部地域工労協議会」の活動報告。介護技術向上の交流会、労基署、職安、区役所との行政交渉、介護労働を自立した職業にすることが必要とのこと。

・60才からのハロワーク④・・・20社以上履歴書を送付し不採用。ハロワークの親切な職員に職務履歴書の書き方のポイントを教してもらったりして、やっと事務のパートに採用された。出勤してみると・・・続きは次

それゆけ女たち 172,173号 【セクシュアハラズメと闘う労働組合ばあぷる】

・「北欧」はココまでやる。格差なき成長は可能！？・・・2008、1,12号週刊東洋経済での特集をテーマに話し合い。徐々に明るい話題

・北九州連続監禁殺人事件に思う・・・必ずしも被害にあった女性を家族は支援しない。「わがままいうな」と見過ごされDV夫のもとに返されることが多い。

・老親たちの介護と看取りを終えて・・・「介護を卒業したんだね」といわれて、自分の生き方を考えていこうと前向きな気持ちになった(著者)

Voice of Women No 289,290 【日本女性学研究会】

・ゲイと観光～日本女性のステイカイブ～・・・京都の観光客特に外国人向けのパソフ、チソフがアツク-ルするものは祇園、芸妓、舞妓、花街、舞妓のソフシ。花街の汚辱にまみれた歴史はかかれてない。遊郭だの花街だのを都市計画(松山市)や観光の目玉にするのはやめてほしい。

・『駄フェミ屋。-outsider feminism』出版記念企画！生フェミニズムのソフイ本。800円申込みは da_femi@yahoo.co.jp まで。(このタイトルは内容がわかりづらく、検索でひっかかってもらうためにフェミニズムという単語をタイトルにしっかり入れたほうがよかったかなと思います。(筆者))

・2月例会報告「女(子)同士って、どうでしょう？」高橋すみれさん・・・女同士の葛藤が偏見を持って見られがちなのは何故か。ステイカイブな解釈を崩し、その葛藤が女子ならではのものではないということ踏まえ、関係性の困難さを考える必要がある。

愛知女性研究者の会 会報 216号

・例会報告 大学改革と非常勤講師問題を考える・・・非常勤講師は高等教育機関のワ-キングプア。講師の突然の解雇頻発。

・ソフイソフイ-ハ-ソフイソフイに対する闘い・・・松山市では「松山市はソフイソフイ-学、女性学の学習・研究を奨励しないこと」という条例運用基本方針請願が採択されたとのこと！

NEU ふれあい通信 100号

[名古屋ふれあいユニオン]

- ・第10回大会報告・・・65名の過去最高の参加者!
- ・尼崎市役所で業者入札により派遣労働者が解雇の危機・・・住民票の入力作業を請け負う5名の女性労働者が、派遣業者を入札で決めるとした市役所に抗議し無期限ストライク。業者が変われば職を失い150万円の年収を失うと訴える。

あごろ札幌 no276

・恵庭という地方のコミュニティFMで起こった暴力事件。被害者がずるずると加害者にさせられ処分勧告まで。すぐにウイメン工社と一緒に局と交渉。その経過で相談にのった職員までも誹謗と中傷でいじめを受けた。和解成立し局は謝罪し賠償金も支払われることになったが、被害者を支援する人間がたった2人であったことに衝撃。仲間の大切さを痛感した。

明日来 20-12、21-1号

[がっこうコミュニティユニオン]

- ・子どもの句 勝手に紹介
いろえんぴつはばきばき
あさはいつもおねぼう
からだぜんたいもえた
テレビがきえるとだめ
しかたなくたたかれる
たけのこがひからびた
しんせつなぬいぐるみ
あんどうとえんどうだ
ちきゅうさわったらわれた
もうおんぶはこりごり
リカちゃんは5ねんせい

男女差別賃金をなくす連絡会ニュース

2008 2.28号、3.18号

- ・兼松最高裁闘争について・・・会社は高裁判決で示した4人の賃金は正額を支払ったとのこと。最高裁に向け、上告理由書を提出。2名の判決の不当性を強く訴える。
- ・りそな退職年金裁判の公正な判決を求める要請書」署名10000人ほど集まる。
- ・女性は決して戦争を許しません」をテーマに女性「九条の会」3周年のつどい・・・澤地久枝、市原悦子、中川美保さんら参加。
- ・芝信・・・成果主義賃金で基本給がまだ下がる。人生設計もままならぬ。





INFORMATION・情報・じょうほう



【愛知女性研究者の会】

例会 「いったいなぜ食育か」 お話し:藤澤和恵さん
 日時 5月25日(日)午後1時半より4時
 場所 東海ジェンダー研究所セミナー室(金山徒歩5分)
 連絡先 Tel 0566-26-2557(愛教大見崎研究室内 見崎)kmisaki@aecc.aichi-edu.ac.jp



【ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA・かけこみ女性センターあいち】

シンポ 「先進地域に学ぶDV被害者支援」
 ジウム コメンテーター 須藤 八千代さん(愛知県立大学教員)
 シンポジスト 原田 恵理子さん(名古屋市子ども育成部主幹-女性福祉)
 新美 昭廣さん(大府市青少年女性課課長)
 伊藤 勝介さん(とよた男女共同参画センター所長)
 コーディネーター 柳本 祐加子さん(中京大学教員・活かす会)
 主催 活かす会、/共催 名古屋市男女平等参画推進センター・DV サポートネットワーク/
 後援 愛知県・大府市・春日井市・瀬戸市・豊明市・豊田市・半田市

日時 5月17日(土)午後1時30分~4時30分
 場所 つながれっと NAGOYA 1F 交流ラウンジ (地下鉄鶴舞線・JR「鶴舞」駅下車徒歩5分)
 参加費 500円(資料代)
 連絡先 ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA (TEL/FAX052-971-5110 平日 10時~17時)
 かけこみ女性センターあいち (TEL/FAX052-853-4479 平日 10時~16時)
 ミューいしがせ(TEL0562-48-0588 FAX 0562-44-9144 平日 10時~17時)



【ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA】

講座 女性のための心理学講座~フェミニストカウンセリングの視点から~

講師 小柳茂子、三橋順子、イダ ヒロユキ、柏木恵子、田嶋陽子、柳本祐加子、中島幸子、香山リカ、友杉明日香、井上摩耶子、高見陽子、中川和子、中谷奈津子ほか

日時 5月17日(土)~09'年3月28日(土)午後2:00~5:00(詳細問合)
 場所 名古屋 YWCA(栄)
 参加費 105,000円(税込み) 公開講座のみ 2,000円

【公開講座】* 公開講座の参加費は各 2,000円(要予約)

講師 「女性が私らしく生きるために ~フェミニストカウンセリングへの招待~」

日時 小柳茂子(相模女子大学教員・フェミニストカウンセラー)
 5月17日(土)午後2:00~4:00

講師 「女としての私の生き方~母との関係」

日時 田嶋陽子(女性学研究家、元法政大学教員、元参議院議員)
 8月30日(土)午後2:00~4:00

連絡先 ウィメンズカウンセリング名古屋 YWCA tel052-961-7707 wcnyn@nagoya-ywca.or.jp

